

会えずにどうやる？コロナ後の契約締結方法(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、契約の仕方についてお話したいと思います。

契約する場合、これまでは、お互い会ってサインするというのが一般的だったと思いますし、大きい契約の場合は、調印式といって大勢で一箇所に集まって、握手までしていましたよね。

しかし、そういうことが難しいということになりますと、どうやって契約をサインするのか、という問題になります。

まず、契約書を郵送でやりとりするという方法があります。

ただ、あんまり人が触ったものは触りたくないな、という方もいらっしゃるかもしれませんし、郵送だと時間もかかってしまいます。

そこで、電子メールとか、インターネット上で契約できたら楽じゃないかな、という話になるかと思います。

例えば、皆さんやっておられるように、サイト上でクリックしてものを買うという契約もあります。

なぜ、こういうことが可能なのか、というと、実は、契約と契約書というのは違うんです。

お互い約束をして守らなければならないのが契約であって、単に、契約書というのは契約したことを証明する証拠ということになります。

そして、日本では、保証人になる契約など一部の例外を除いては、契約の成立のために書面は必ずしも必要ない、ということになっています。

ですので、契約が成立した、すなわち約束がある、ということ、他の方法で証明できればよい、ということになります。

例えば、Aさんが電子メールやLINEに、契約の内容を書いてBさんに送信して、Bさんがその内容に承諾しますという返信をすれば、その内容について合意されたこと、すなわち、契約が成立したということを証明できる可能性は非常に高いと思います。

そして、もし裁判になったときに、裁判所に証拠として提出するときは、電子メールやLINEのやりとりを印刷して提出することになります。

ただ、この方法ですと、例えば相手から、そんなのはコピーを貼り合わせればねつ造できる、と反論される可能性もあります。

そういう場合は、電子メールやLINEが映っているPCの画面を撮影した写真を提出することになるかと思います。

また、電子メールやLINEに契約書のデータを添付するという方法もありえると思います。

契約を成立させるのに、必ずしも、ハンコは必要ないということになります。ただ、ハンコがあると、見た目が良くなるというのはあるかもしれません。